

○議長（中上良隆君） 順番7、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君） 議長のご指名でございます。フォームプレーなしで行いたいと思います。

本年5月11日、日曜日、大河ドラマ「篤姫」の後のNHKスペシャル、「セーフティネット・クライシス」の中で、印象に残る場面、表現がありました。三世代が一本道を歩いているアニメーションがあり、すなわちいわく、「かつて日本の家族は三世代同居が普通でした。親の介護は子ども夫婦が担い、いわば家族がセーフティネットの役割を果たしていました。しかし、その後、核家族化が進行して、家族の構成人数が少なくなっていく。そうした流れの中で、高齢者だけの世帯がどんどん増えて、さらにはひとり暮らしの世帯が急激に増えています。だれが介護を担うのかという問題が発生したのです。こうした抜本的な問題を解決しようと、新しいセーフティネットが誕生しました。皆さんご存じの介護保険であります。家族による介護から社会による介護へ、いわば言ってみれば、介護の社会化というのがこの制度のキャッチフレーズでした。しかし、この介護保険、発足して間もないのですが、もう既にこのセーフティネットにはほころびが見え始めています」と伝えました。アニメは、老夫婦が振り返ると、子ども夫婦と孫がいつの間にか消え、さらに夫が消え、妻一人が立ちつくしているシーンで終わりました。

私の子どもの頃、祖父と祖母がいつも家にいて、私ら兄妹3人は彼らの愛情を受けて育ってまいりました。年金もない時代、私らが

彼らからもらった小遣いはどうして捻出したのだらうと、今、疑問に思うこともありますが、祖父母が私ら3人の子どものセーフティネットでもありました。悲しかった2人の死を迎え、彼らの思い出は今も我が心に鮮明です。自営業だった父も母も、彼らの看護で一生懸命だったのはっきり思い出せます。父と母が祖父母のセーフティネットでありました。

かつて、父母と子ども夫婦の良好な関係は「スープの冷めない距離」という言葉で表現されていましたが、私ども夫婦はスープがやや冷めかける位置に住まいしており、父の異変に気づかず、父は既にいきました。セーフティネットは半分しか機能しませんでした。我が母とともに我が家は今、三世代同居であります。孫はおりませんが、状況は三世代同居はかなり難しいのではと感じています。

新しい視点で、37年も前の昭和45年頃の就職試験の一般常識問題集の中に、スタグフレーションという言葉が出てきたことを思い出しました。意味は不況下のインフレと訳されていましたが、当時も、ごく最近までも、その意味の理解も、いわゆるバーチャルリアリティも組めずにおりました。戦後の高度成長期を過ぎ、いくつかの不況期も経験し、普通のインフレもあり、すさまじい不動産インフレ、いわゆるバブル、バブルの崩壊、デフレ、さらにデフレスパイラルなどと、これでもかという不景気風が吹いて、給料など収入が一向に上がらない状況が続いてきました。しかし、物価はデフレスパイラルの中、低め傾向で推移していました。ゆえに暮らしにくくてもやっていけないという感じはそれほどでも、

と言えたのではないかと今となって思っています。

最近、焼きたてパン屋さんでこういう経験をしました。いつもよりかはやや少なめに購入し、いざ勘定となって1,700円前後だろうと思っていたところ、2,400円と言われ仰天しました。随分高くなったのですねと言うと、小麦粉の値上げがたまらない。チーズもひどい。バターは私どものような店では入荷できなくなった。だからクロワッサンはつくっていません。とのことであります。こちらとしても次回の買い物は控え目にしないと、こちらの経済がもちません。ガソリンも同様で、今、日本国中この状態なのは言うまでもないことでしょう。

物皆上がるその中で、収入だけが上がらない。このパン屋さんも材料費が力いっぱい上がるインフレーション、その分価格を引き上げないと、業務を運営できる最低の利益が確保できない。しかし、価格を上げると売上げが落ちる、利益が落ちるといふ、これがスタグフレーション、景気停滞と訳されるスタグネーション、物価、通貨の高騰、膨張と訳されるインフレーションの合成語のスタグフレーションが、今この日本でスーパーリアリティをもって私たちに迫ってきます。

例えば、市町村を合併に追いやって地方行政の合理化を図ってみても、いくら地方自治体でどれほどの行政努力をしてみても、このスタグフレーションのもと、地方の景気が回復して、税収の伸びを期待できる要素はほぼないと言えるでしょう。個人的にもあらゆる税がひどく重く、経済活動に回せる資金が枯渇してしまいました。もはや、地方、個人の努力は限界に来ているとしか思えません。

そんな中ではありますが、そんな中でこそ、橋本市として市民に対しできそうなことはと考えました。述べてきたごとく、三世代の同

居は情操を養うばかりでなく、セーフティネットの役割を担うという意味において、医療の軽減と日本の経済にとって、橋本の経済にとっても、かなりの貢献をするのではと感じるところであります。

時間豊かに流れ、くらし潤う創造都市、木もよしあさもよし紀の国・橋本の建設に少しでも、一歩でも近づくため、橋本市でその豊かで潤いある一生を送れるという夢の想像を喚起する、そんな家族の一生一度の大買い物の、家を建てる際の経済的負担を少しでも軽くし、応援したい。それがまた橋本市の人口増に少しでも寄与できるのではないかと思ひ、三世代同居の家屋を新築する方に、例えば建築資金の一部補助、何年かの利子補給、固定資産の軽減など、援助の手を差し伸べてはと思ひ一般質問であります。

参考までに、次の二点についても答弁賜ればと思ひます。①過去3年程度の住宅を新築された方はいかほどですか。②それらの方のうち、三世代同居と目される方はいかほどですか。

次に、2番でございます。いわゆる固定資産税、その土地部分にかかるものにつき、いささか不合理を覚えるにつき質問いたします。

橋本市固有のものでなく、心苦しいところもありますが、お教えいただきたく思ひます。

個人的ですが、現実感があると思ひるので申し上げます。母の実家の老朽化がひどく、災害の折、ご近所に迷惑をかけてはと思ひ、昨年取り壊しました。それまで、上屋について税はかかっていなかったとかで、住宅用地の特例とかで固定資産税は4万3,000円でした。善意をもって壊した結果、その特例とやらが廃止され、8万4,000円になりました。これが住宅用地でなくなったということで、普通に8万4,000円になったということをお知らせして、①本市内で昨年度何件が壊さ

れ、それによる固定資産税の総額の上昇はいかほどでしょうか。②その徴税にかかる異議はなかったのでしょうか。徴税状況はいかなもののでしょうか。また、本年度から集金はやめることとなっておりますが、それだと納税課は何をしているのだと、市民からの声が聞こえてまいりました。改めてその業務内容の過酷さを市民に示していただきたいと思えます。③地震、台風、火災等の災害で家屋が滅失した場合も、この固定資産税にかかる特例は廃止されるのでしょうか。

3番、高野口小学校についてお伺いします。高野口小学校の文化的価値は、昭和9年の室戸台風の後改正された建築基準法により建築され、現存する木造の大規模建築としては国内唯一のもので、文部科学省の「みんなの学校を長くよく使い続けるアイデア」というカラー冊子でも取り上げられ、県も申請があれば速やかに文化財として指定すると言っているにもかかわらず、いまだそれがなされていないのも大いに疑問とするところであります。また、その小学校がなぜ市勢要覧に記載されていないのか。以上の2点についてお伺いします。

以上、壇上より終わります。

○議長（中上良隆君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）市勢要覧についてのご質問にお答えいたします。

市の姿や魅力を多くの人に理解してもらうとともに、広く橋本市をPRするため、市勢要覧を発行しております。

平成18年10月に、合併を機に新市誕生記念版として新たに市勢要覧を作成し、全世帯に配布いたしました。作成にあたっては、旧市・旧町の要覧をもとに、合併までの経過も含め、

歴史、文化、自然環境、福祉、教育、都市計画や暮らしの様子などを幅広くまとめました。

冊子の構成は「夢がふくらむまちづくり」、「未来に遺す歴史文化の誇り」、「新たなまちの魅力を拓く」からなり、それぞれのテーマに沿って市の概要を紹介しています。

議員おただしの高野口小学校については、旧町勢要覧にも記載がなかったことや、歴史文化の分野としては伊勢街道、高野街道に関与する文化財を中心に取り上げたことなどから記載がなかったもので、意図的に排除したものではありません。

今後、新たに要覧を作成の折には、冊子の構成や内容にもよりますが、高野口小学校の文化的価値等も考慮して、記載について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

また、高野口小学校を県指定の文化財にしておただしですが、現在、教育委員会を中心に、県指定文化財になることのメリット、デメリット等も考慮に入れ、慎重に検討しておりますが、平成21年度、22年度に校舎の改修を行うことになっておりますので、その状況なども勘案した上で、さらに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、続きまして、家屋に係る固定資産税のおただしについてお答えをさせていただきます。

まず、建物の新築件数の推移については、建築確認申請の件数とは異なりますが、固定資産の居宅としての新築評価件数は、平成19年度は230棟、平成18年度は231棟、平成17年度は227棟であり、近年の傾向といたしましては、減少傾向であると認識をいたしてございます。

次に、固定資産の新築評価における構造上及び利用上の独立性を備えている2世帯、3世帯住宅としての件数は、平成19年度においては2世帯住宅は2棟、平成18年度は4棟、平成17年度は3棟でした。

1点目の本題でございます、3世代住宅での自宅介護を進める場合への補助等の助成制度を創設しては、とのおただしでございますが、本市独自の補助制度等の創設の計画はございませんが、地方税法本法附則第16条第11項において、平成22年3月31日までにバリアフリー改修を行った場合、一定の要件はございますが、翌年度の固定資産税を3分の1とする制度が創設されているところでございます。

2点目の、地方税法における土地及び家屋に係る固定資産税についてであります。住宅建設推進のために、地方税法本法附則第16条第1項において、新築住宅については一定の要件はございますが、新築後3年度分、3階建て以上の中高層耐火住宅等においては、5年度分の固定資産税において2分の1を減額させる制度が創設、延長されているところでございます。

また、地方税法第349条の3の2において、住宅用地の税負担を軽減するため、課税の特例として200㎡以下の小規模住宅用地においては、課税標準額について価格の6分の1の額、その他住宅用地としては200㎡を超え、家屋の床面積の10倍までを価格の3分の1の額とする特例措置が定められています。このため、住宅を除去して次の住宅が建設されない場合は、この制度の特例がなくなることとなります。この税額の変更額については、路線価も異なることから一概に申し上げられませんが、200㎡以下であるなら6倍相当となることとなります。ただし、このことは税額が6倍に上昇するのではなく、税負担の軽減が必

要である住宅用地の特例がなくなり、本来の税額に戻ったものであるとして、ご理解をいただきたいと思っております。

また、居宅を取り壊された場合、翌年度課税の見直しのため確認をさせていただきますが、所有者より建て替えに伴う取り壊しである旨の申請があれば、一年間に限り従来の住宅用地として取り扱うこととしています。

なお、平成19年中に取り壊しをされた建物は187棟で、うち居宅は105棟でありました。

次に、これらの方々において、税の未納が発生するかとおただしにつきましては、税額の変更に対するお尋ねはございますが、このことを理由に滞納されるという方はございません。

続きまして、納税課の業務内容についてありますが、今年度より、納税は義務であるとのことを認識いただくためにも、訪宅による徴収は特別な事例を除き、行わない方針で取り組みを進めているところであり、あわせて口座振替を推進しているところであります。ほかにも、滞納者への差し押さえ等の取り組みの強化や、電話及び面接による納税折衝等の徴収業務を行っているところであります。

次に、災害における固定資産の減免についてであります。地方税法第349条の3の3において、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例が定められており、住宅が災害により滅失した場合で、他の建物、構築物の用に供されていない土地は2年間、長期にわたる避難の指示等が行われた場合には、避難解除後の3年間に限り、住宅用地として取り扱うとされております。また、橋本市税条例第71条においても、固定資産税の減免規定を定めているところでございます。

よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君、再質問

ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）今、1番と2番、まとめていただいたということですか。答弁いただいたということかな。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大きな1番、2番、まとめてご答弁させていただいたつもりでございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）そしたら、特別に三世代条件に新築される方に対して、何ぼか建築費を補助してやろうという考えは、今のところないということでございますね。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどご答弁させていただいたとおり、本市独自の補助制度等々の創設の計画はございません。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）私がちよっと、二、三聞いた市でもこういったことはなかったですね。だから、橋本市で一番先にやったら目立つんじゃないかなと思うような質問だったんですけども、よくわかりました。

市長、一度、答弁はともかく、三世代同居に関して、市長の思うところがあったら、ちよっとお聞かせ願いたいと思うんですけど、いかがなものでしょう。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）6番 清水議員の再質問にお答えしたいと思います。非常に人口減少時代、核家族が非常に増えておるといような現状であるわけでございますが、昔は三世代とか、これは通常住めておるわけでございますが、なかなかいろいろ、多くの皆さんに聞きますと、嫁と姑の問題でとか、これは複雑多岐にわたるような話がたくさんわい

てくるし、時代が大きな変わり方しとるんやなということを感じて痛切にはありません。

しかし、できるだけ、私の親戚関係でも、非常に三世代、もうすぐ四世代になるのかもわかりませんが、実態としてあるわけで、非常に和やかにやられておる光景を見ましたときに、やっぱりこれはできる限りそういう形が望ましいなど、それがまた子育てにもつながっていきますし、介護にもつながっていきますし、非常にいいと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）固定資産税について、かなり難しい部分があったと思うんですけども、また後で答弁を読まさせていただきますと思います。

しかし、一見これは合理的に考えられていると思いますけども、私はこういったところが不合理だということをもとめてきましたので、一応朗読させていただきます。間違っていたら教えてください。

この地方税の、私の感じる不合理部分を朗読したいと思います。また、それが市民への壊す際の注意を喚起、また納税課への市民の不満の軽減を図りたく思います。

すなわち、もしその住宅に住まいしていない悪意の住宅保有者がいて、今にもつぶれそうな家屋を壊さないで放置、災害がその家屋を壊したとする。恐らく、特例の延長期間を受けられることになろうと思われま。そうならば、壊す費用は災害が受け持ってくれるは、土地に係る固定資産税の特例は何年か延長されるであろうは、大変な幸いと考えられます。

また、ごく普通にその住宅に住まいする住宅保有者がいて、災害でその家が壊れてしまったとすると、特例の延長期間を受けたその

後、家屋を新築したとする。新築住居にかかる税が大きくかかり、かつて居住し、まだまだ住むことができた住宅が滅失して、いたし方なく新築したにもかかわらず、大きく課税されるという欠陥を含んだ税であると言えます。

阪神淡路大震災で家屋が滅失した方の、延べてきた減免措置が今年度から解除されます。平成7年1月17日より13年を超え、いまだ住宅が建てられない方の諸事情はある程度うかがい知れるところがあります。今年度からの空き地への被災者の納税努力は、いかほどのものになるのか案じられて仕方ありません。被災したいくつかの自治体の納税課の方の意見も伺いました。被災した方の固定資産税に対して、市は必ず増税になりますね、おかしいですね、という問いに対して反論はありませんでした。

また、この質問の②に、いささか趣旨に異なる納税課の業務について質問いたしました。本年度から収税、納税の人間をカットしたことについては、議論の分かれるところと思いますが、昨年までの極めて不合理と思える収税方法よりは良いと理解できることであり

ます。ただ、新しい制度、方法の運用にあたっては、注意深く、市民に不快を覚えさせることのないように願いたいものです。言葉の使い方一つについても、これが公務員の現実だと思える事例も二、三伝わってきております。そういう趣旨からでありましたことをご了解いただきたいと思います。

高野口小学校については、答弁どおり承りました。ひとつ、今後ともよろしく願います。

終わります。

○議長(中上良隆君) これをもって、6番 清水君の一般質問は終わりました。

---

○議長(中上良隆君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

(午後4時32分 延会)